（許可申請書の記載事項）

第七条　法第五条第一項第十二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあっては、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務又は当該事業の種類

三　電子取引業務を行う場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項

2　法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（許可申請書の添付書類の記載事項等）

第八条　法第五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の商号若しくは名称又は氏名、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額並びに役員が法人であるときは、当該法人の商号又は名称並びに当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所

（削る）

二　役員、令第四条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の略歴又は沿革並びに第二十一条第一項に規定する要件に該当する者に関する事項

三　（略）

2　法第五条第一項に規定する許可申請書には、法第五条第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第六条各号及び第七条第三号に該当しないことを誓約する書面

（削る）

（削る）

（削る）

（許可申請書の記載事項）

第四条　法第五条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあっては、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類

三　不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産（以下「対象不動産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加すること（以下「対象不動産の追加取得」という。）により対象不動産の変更を行うこと（以下「対象不動産の変更」という。）を予定する不動産特定共同事業契約（以下「対象不動産変更型契約」という。）に基づき不動産特定共同事業を行おうとする場合（第一号事業又は第三号事業を行おうとする場合に限る。）にあっては、対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者が当該業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有することを証する事項

2　法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

（許可申請書の添付書類の記載事項等）

第五条　法第五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　相談役及び顧問の氏名及び住所、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の商号若しくは名称又は氏名、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額並びに役員が法人であるときは、当該法人の商号又は名称並びに当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所

二　事務所を使用する権原に関する事項

三　役員、令第三条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の略歴又は沿革及び第十七条第一項に規定する要件に該当する者に関する事項

四　（略）

2　法第五条第一項に規定する許可申請書には、法第五条第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第二号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第二号において同じ。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。第二号の二において同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。

一　法第六条各号に該当しないことを誓約する書面

二　役員、令第三条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者が法第六条第六号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は外国の法令上成年被後見人若しくは被保佐人と同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

二の二　役員、令第三条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者が民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により法第六条第六号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号ロに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書又は外国の法令上破産者で復権を得ないものと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

三　事務所付近の地図及び事務所の写真